

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和4年8月26日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2100597 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2200014 号

## 第 1 結論

昭和 44 年 4 月から同年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 16 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 44 年 4 月から同年 12 月まで

私の国民年金については、義母から、「加入しておく将来助かるから。」と勧められたため、昭和 45 年 1 月 13 日に、納付できる分の保険料を納付しようと思い、手持ちの現金を持参して近くの A 市 B 区役所へ加入手続に行った。その際に、年金手帳を渡されたが、昭和 44 年度の頁において、請求期間である 4 月から 12 月までの欄が空欄であったことに気付き、この期間の保険料を納付できるかと職員に尋ねたところ、納付できるとの回答であったため、持参した現金で納付した。また、請求期間直後の昭和 45 年 1 月から 1 年分の保険料については、前納できるとも聞いたが、手持ちの現金が足りなくなったので、翌日、現金を用意して、再度、B 区役所に行き 1 年分の保険料を前納した。請求期間の保険料を納付したことは確かなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、国民年金加入期間において保険料の未納はない上、納付済期間の大半の保険料を前納していることを踏まえると、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録における請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者の主張どおり、昭和 45 年 1 月頃に払い出されており、この際に昭和 45 年 1 月 13 日に任意加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。

しかしながら、請求者は、加入手続時に請求期間である昭和 44 年 4 月から同年 12 月までの保険料を納付したと陳述しているが、オンライン記録によると、請求者は、請求期間において、夫が厚生年金保険の被保険者であったことから国民年金の任意加入対象者に該当していたところ、任意加入対象期間については、制度

上、遡って被保険者資格を取得することはできない。このため、請求者は、請求期間に係る被保険者資格を取得することができず、請求者が加入手続を行ったとする昭和45年1月13日に任意加入被保険者として資格を取得し、請求期間を未加入とする事務処理は適切に行われていることとなる。

また、請求者から提出された国民年金手帳によると、初めて国民年金の被保険者資格を取得した日は昭和45年1月13日とされ、被保険者の種別は任意と記載されているほか、昭和44年度国民年金印紙検認記録の頁における請求期間の各月欄には、「納付不用」の印が押されていることから、当該国民年金手帳において、請求期間は国民年金の被保険者として取り扱われていなかった状況がうかがえる。このことは、オンライン記録において、国民年金に未加入とされている状況とも符合し、不自然さは見られない。

さらに、i) 国民年金被保険者台帳及び請求者が請求期間後に居住していたC町（現在は、D市）の国民年金被保険者名簿においても、請求期間に係る保険料が納付された形跡は見当たらず、請求期間当時に居住していたA市は、請求者に係る国民年金の記録はない旨回答していること、ii) 上述のとおり、請求者の国民年金手帳において、請求期間は、国民年金の被保険者として取り扱われていなかった状況がうかがえること、iii) 国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できないことなどを踏まえると、請求者が、請求期間に係る国民年金の被保険者資格を取得し、保険料を納付したと推認することは困難である。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。